

令和3年度 12月補正予算の概要

令和3年11月22日

令和3年度一般会計12月補正予算の概要

補正前の予算額

1,124億5,349万円

補正額

23億5,847万円

新型コロナウイルス感染症対策事業

15億2,621万円

新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業

8億3,226万円

補正後の予算額

1,148億1,196万円

【対前年度同期比 311億6,324万円(21.3%)の減】

令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

新型コロナウイルス感染症対策事業

ワクチン接種・医療体制支援

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保及び接種事業

新型コロナウイルスワクチンの2回目接種後、8か月以上経った方を対象にした追加接種(3回目接種)について、接種体制を確保し、令和3年12月～令和4年7月末までに完了できるよう実施



15億 440万円

新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣支援事業

市が開設する集団接種会場に、5月13日～12月4日に医療従事者を派遣した医療機関に対する支援

5, 866万円

令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

新型コロナウイルス感染症急拡大対応医療環境整備 支援事業

8月以降の感染拡大時及び今後の感染拡大の波に備えた感染症患者受け入れ病院が感染症患者の対応に専念できる医療体制確保及び医療機関における自宅療養者への電話等による状態確認・重症度評価・診療、調剤薬局による薬の配付等に対する支援

500万円

歯科用ポータブルユニット購入事業

休日デンタルクリニックにおいて、発熱症状のある患者等についてユニットを分けて診療するための歯科用ポータブルユニットの購入

120万円

令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

事業者支援

地域鉄道運行事業者運行継続支援事業

大幅な収入の減少が発生している伊勢鉄道株式会社に対し、運行継続のため県及び沿線等15市町で支援



316万円

高速船運航事業者運航継続支援事業

大幅な収入の減少が発生している高速船運航事業者に対し、運航継続のため傭船料の2/3を支援(令和3年10月～令和4年3月分)

186万円

令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

教育環境整備・支援

学校保健特別対策事業

消毒液やマスク等の感染症対策やICT化推進の拡充を図るための物品の追加購入

722万円

修学旅行支援事業

修学旅行の日程や目的地を変更等に伴う追加費用について、保護者負担とならないよう各学校に支援

100万円

感染防止・衛生

空調設備改修事業

中消防署、須ヶ瀬構造改善センター、一志農村環境改善センター、しゃくなげ会館の空調設備改修

1,736万円

感染防止対策用品購入事業

感染拡大防止のため、避難所、公共施設等に設置する消毒液の追加購入

759万円

令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業

北消防署整備事業

旧三重武道館跡地に北消防署を建替整備(令和5年度供用開始)

【継続費設定】

令和4年度 3億 109万円

令和5年度 4億6,707万円

合計 7億6,816万円



令和3年度一般会計12月補正予算 主な事業

障害児通所支援及び障害者総合支援法関係事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、各種障がい福祉サービス利用者等の実績見込みによる給付費の増

5億2,656万円

人件費調整等による減額

職員配置等による調整に係る人件費及び人件費に係る特別会計等繰出金の減額

△1億7,186万円

過年度国県支出金返還金

令和2年度の実績報告等による国及び県負担金・補助金の返還

5億5,583万円

通話録音装置試行導入事業

市民の方などから電話で寄せられた要望等を録音でき、録音していることを告知できる通話録音装置の購入

183万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和元年度 決算額		3,360万円
令和2年度 決算額		340億 427万円
令和2年度からの繰越事業 予算額		7,804万円
令和3年度 当初予算	救急医療(新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金等)	4,934万円
	地域経済(飲食事業者等事業継続支援金交付事業等)	1億4,700万円
	学校教育(臨時休業・出席停止措置等に伴う家計特別支援事業等)	3,951万円
	感染防止・衛生(新型コロナウイルスワクチン接種事業等)	12億6,520万円
	将来に残る感染症対策(トイレ洋式化・空調設備改修事業)	1億9,314万円
	その他	3,909万円
	小 計	17億3,328万円
令和3年度 1号補正	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業(ひとり親世帯分)	1億7,169万円
	小 計	1億7,169万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和3年度 2号補正	二次救急輪番病院等医療提供体制強化特別負担金事業	3,500万円
	高規格救急自動車等購入事業	3,459万円
	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外)	2億2,439万円
	生理用品無償配布事業	62万円
	外国人住民向け専門相談会事業	78万円
	多言語翻訳機導入事業	7万円
	農業経営収入保険加入支援事業	478万円
	高速船運航事業者運航継続支援事業	185万円
	スポーツ施設空気清浄機設置事業	307万円
	保育所等感染防止対策事業	3,489万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和3年度 2号補正	幼稚園ICT環境整備事業	433万円
	放課後児童クラブ感染防止対策事業	6,035万円
	空調設備改修事業	1億1,950万円
	津まつり文化継承事業	100万円
	久居まつり文化継承事業	158万円
	コロナ禍における在宅介護予防事業	59万円
	新型コロナウイルス感染症対策事業基金積立金	5万円
	小 計	5億2,744万円
令和3年度 3号補正	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	2,115万円
	小 計	2,115万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和3年度 6号補正	水道基本料金無料化	4億3,912万円
	高速船運航事業者運航継続支援事業	2,400万円
	飲食・観光事業者等事業継続支援事業	6,500万円
	新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣支援事業	140万円
	Wi-Fi環境整備事業	6,852万円
	トイレ洋式化事業	4,178万円
	空調設備改修事業	5,197万円
	保育所及び認定こども園ICT化推進事業	6,382万円
	マルチコピー機導入事業	618万円
	市民活動団体活動促進事業	33万円
	小 計	7億6,212万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和3年度 8号補正	三重とこわか国体中止に伴う事業者緊急支援金支給事業	1,336万円
	緊急事態宣言発令に伴う事業者緊急支援金支給事業	5,000万円
	小 計	6,336万円
令和3年度 9号補正	家計特別支援金支給事業	3,548万円
	小 計	3,548万円
令和3年度 10号補正	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保及び接種事業	15億 440万円
	新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣支援事業	5,866万円
	新型コロナウイルス感染症急拡大対応医療環境整備支援事業	500万円
	歯科用ポータブルユニット購入事業	120万円
	特殊勤務手当	1,365万円
	地域鉄道運行事業者運行継続支援事業	316万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和3年度 10号補正	高速船運航事業者運航継続支援事業	186万円
	農業経営収入保険加入支援事業	133万円
	学校保健特別対策事業	722万円
	修学旅行支援事業	100万円
	空調設備改修事業	1,736万円
	感染防止対策用品購入事業	759万円
	事業実績による減額	△9,622万円
	小計	15億2,621万円
令和3年度 予備費等	消毒作業委託料、臨時休業等家計特別支援金	1,831万円
	小計	1,831万円
令和3年度 予算額 合計		48億5,904万円
合計		389億7,495万円

**津市公正公平な市政の確保に
関する条例(案)を12月議会に提出**

令和3年11月22日

本条例の趣旨

外部からの有形無形の圧力に対し、二度と不適切な行為等を起こさないために、また、透明性の高い公正公平な市政を実現し、皆様からの信頼を取り戻すためには、職員の不断の努力は当然のことながら、本市にかかわる方々の理解と協力が不可欠



市や職員の責務、職員倫理やコンプライアンスのみならず、市民や各種団体のご理解のもと公正公平な市政の遂行にご協力いただき、要望等の記録や公表についても規定することで、オープンな市政を確保する

制定にあたっての基本的な考え方

① 条例として規定

議会の議決を経て制定する自治体の最高法規

▶ 実効性を高めるため、権利制限や義務賦課が可能に

② 必要な規定を集約

公正公平な市政の実現に必要な規定をひとつに集約

▶ 対策手法別の規定から目的達成のための規定に

③ 制定過程

市議会全員協議会やパブリックコメント制度による議論

▶ 時間をかけて様々なお考え、ご意見を可能な限り反映

パブリックコメントについて

募集期間

令和3年8月11日(水)~9月10日(金) ※31日間

意見の件数

109件(のべ24人、2団体)

意見の概要

- 用語の具体的な定義が必要
- 市長等の責務は職員と同様に直接課すべき
- 自治会等の活動について制限するべきではない
- 公職者の口利き対策が必要
- 条例の運用状況等を公表する場が必要 など

パブリックコメントを受けて修正した内容①

(定義) **新設**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **職員** ……
- (2) **職員等** ……
- (3) **各種団体** ……
- (4) **要望等** ……
- (5) **不当要求行為** ……
- (6) **公益通報** ……
- (7) **公益通報者** ……

パブリックコメントを受けて修正した内容②

（職員の責務）

第3条 職員は、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、社会規範及び法令等を遵守することで、コンプライアンス意識を確立し、保持するものとする。

3 前2項の規定は、市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者に準用する。

4 職員倫理に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の責務）

第4条 職員（市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を含む。以下この条において同じ。）は、全体の奉仕者として全ての市民と平等に接し、高い使命感及び倫理観を持ち、市民全体の利益を考えて、公正公平な職務を遂行するものとする。

2 職員は、コンプライアンス意識を確立し、及び保持し、社会規範及び法令等を遵守するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、職員の責務に関し必要な事項は、規則で定める。

パブリックコメントを受けて修正した内容③

（自治会その他の市民活動団体の理解及び協力）

第5条 市行政にかかわる自治会その他の市民活動団体の関係者は、団体の目的を達成するために要望等を行おうとするときは、市行政の責務について理解し、良識のもと誠実かつ秩序正しい言動に努め、もって公共の利益を増進するものとする。

（各種団体の理解及び協力）

第6条 各種団体は、本市の責務について理解し、本市の公正公平な市政の遂行に協力するよう努めるものとする。

パブリックコメントを受けて修正した内容④

(要望等への対応)

- 第6条 職員は、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、特定の者を特別に扱うことを求める要望等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることなく慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 2 職員は、要望等を受けたときは、市政運営の透明性確保のため、その要望等の内容を記録しなければならない。
- 3 要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

(要望等への対応)

- 第7条 職員は、要望等を受けたときは、要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜を図ることのないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。
- 2 職員は、要望等を受けたときは、市政の透明性を確保するため、その要望等の内容を記録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により記録された要望等のうち、公正公平な市政に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その概要を公表するものとする。
- 4 前2項に規定するもののほか、要望等の記録等に関し必要な事項は、規則で定める。

パブリックコメントを受けて修正した内容⑤

(不当要求行為等)

第7条 何人も、職員に対し、不当要求行為その他公正な職務を阻害する行為(以下「不当要求行為等」という。)を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為等があったときは、組織的に対応するなどして、これを拒否しなければならない。

3 不当要求行為等に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為)

第8条 何人も、職員に対し、不当要求行為を行ってはならない。

2 職員は、不当要求行為があったときは、組織的に毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならない。

3 市長は、必要に応じて不当要求行為の行為者に対し、警告を行うものとする。

4 市長は、前項の警告を行ってもなお不当要求行為が引き続き行われる場合は、不当要求行為の行為者の氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)及び当該不当要求行為の概要を公表することができる。

5 前3項に規定するもののほか、不当要求行為への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

パブリックコメントを受けて修正した内容⑥

（公益通報）

第8条 職員等は、本市の事務事業に関し、違法又は不当な行為であって公正な市政の遂行を阻害する事実又は阻害するおそれがあると思料するときは、公益通報することができる。

2 公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

（公益通報）

第9条 職員等は、公益通報をすることができる。

2 何人も、公益通報者に対して公益通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

3 前2項に規定するもののほか、公益通報に関し必要な事項は、規則で定める。

パブリックコメントを受けて修正した内容⑦

（組織体制の保持）

第9条 市行政は、不当要求行為等に対する機構的な備えを維持し、公正公平な市政を遂行する組織体制の保持に努めるものとする。

（組織体制の保持）

第10条 本市は、市政の透明性と組織の自浄機能**を維持し、公正公平な市政を遂行する統制のとれた組織体制を保持するものとする。**

パブリックコメントを受けて修正した内容⑧

（運用状況の公表） **新設**

第11条 市長は、この条例を適切かつ持続的に運用するとともに、毎年度1回、この条例の運用状況を公表するものとする。

今後の予定

市議会第4回定例会へ条例案を提出

議会の議決を得られしだい、条例を施行
その他必要となる詳細な事項は、施行規則で規定

- ▶ 施行規則で定めることを予定している主な内容
 - ・職員倫理の保持に必要なことや禁止行為
 - ・要望等の記録化や公表に関すること
 - ・不当要求行為への対応や警告、公表に関すること
 - ・公益通報制度の運用方法
 - ・津市公正職務推進委員会の役割 など



内部統制室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話:059-229-3206

メール:229-3206@city.tsu.lg.jp

新型コロナウイルスワクチン接種

12月上旬から3回目接種スタート



令和3年11月22日

12月上旬から3回目接種スタート

11月15日に開かれた厚労省ワクチン分科会において、3回目接種は18歳以上を対象とし、標準的には2回目接種完了から8か月以上の間隔をあけて接種を行う方針が示されました。津市では今後、11月26日（金）から順次対象者に接種券を発送し、12月上旬から各医療機関において3回目接種が開始されます。

対 象

18歳以上

2回目接種完了から8か月以上経過した人

接種券送付日

11月26日（金）から順次発送

12月下旬までに約3,600通（初回1,300通）発送
以降8か月を経過した人に向け毎月3回順次発送

接種場所・
接種開始時期

医療従事者

勤務先の医療機関または集団接種特設会場

12月上旬から

医療従事者
以外の人

各医療機関または集団接種会場

令和4年1月中旬以降

※転入された方の3回目接種券について…他市町村で2回接種を完了された方で3回目接種を希望する場合は、接種券発行申請をお願いします。詳しくは津市ホームページをご確認ください。

3回目接種について



12月以降の1・2回目集団接種予約について

11月以降に12歳を迎える人および12月以降にワクチン接種を希望する人に、11月24日（水）から1回目、2回目の予約をセットで行います。

12月以降の1・2回目集団接種予約

1回目	2回目	会場	予約数
12月4日（土） 14時～17時	12月25日（土） 14時～17時	津センターパレス	108人
		久居インターガーデン	108人
12月18日（土） 14時～17時	令和4年1月8日（土） 14時～17時	津センターパレス	72人
		久居インターガーデン	72人
		合計	360人

予約開始日時

11月24日（水）8時30分～

2回目接種を希望する人

何らかの事情により2回目未接種の人で希望する場合は、Eメール：contact-tsucity@citytours.co.jp（令和3年12月28日まで対応）またはコールセンター（令和4年以降も対応）までお問い合わせください。

現在 1・2 回目接種枠のある接種協力医療機関 【24医療機関・11/22時点】

★…かかりつけ患者以外の人でも対象の医療機関

…12～15歳の人でも接種できる医療機関

医療機関名	最短接種日	予約方法
★ 赤塚クリニック	11/29	☎
熱田小児科クリニック	問い合わせ	☎
★ 伊勢谷医院	11/22	来院
★ 稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	11/30	HP
うめもとこどもクリニック	12/18	☎
きのここどもクリニック	12/7	☎,来院
★ 小西ヒフ科医院	11/24	☎,来院
★ 駒田医院	11/22	☎,来院

★ 田中内科	11/26	☎,来院
★ 千里クリニック	11/22	☎,来院
★ 津市家庭医療クリニック	問い合わせ	☎,来院
★ 津生協病院	問い合わせ	HP
とうかい整形外科かわげ	問い合わせ	☎
なかせ内科胃腸科	11/26	☎,来院
★ にしかわ小児科	12/4	☎
のむら小児科	問い合わせ	☎
★ 前川内科	11/27	☎,来院

★ 増井内科	12/1	☎
★ 三重耳鼻咽喉科	問い合わせ	☎
★ みえ消化器内科	12/2	☎,来院,HP
★ 三井整形外科	問い合わせ	☎,来院
★ むらしま整形外科	11/22	来院
★ やまぐちクリニック	11/22	☎,来院
★ ゆうあいクリニック	11/24	☎,来院

※予約をした人は、キャンセルする場合は必ず連絡をお願いします。また、複数の医療機関に予約しないでください。

詳細はこちらから



津市におけるワクチン接種状況（11月22日時点VRSより）

接種対象者全体

1回目接種回数	2回目接種回数
21万6,654回	21万26回
1回目接種率	2回目接種率
86.0%	83.4%

65歳以上の高齢者

1回目接種回数	2回目接種回数
7万6,773回	7万6,354回
1回目接種率	2回目接種率
90.4%	89.9%

予想される11月末時点での接種率 **85%**

年代別接種率（%）

	12～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳
1回目	75.1	77.8	80.0	86.1	87.5	90.9
2回目	69.4	72.6	75.3	82.8	85.7	89.9
	65～69歳	70代	80代	90代	100歳以上	
1回目	87.6	90.4	91.9	92.6	88.4	
2回目	87.1	90.0	91.3	91.8	86.6	

- 全体の接種率は接種券を送付した人口25万1,844人から算出
- 高齢者の接種率は65歳以上の人口8万4,963人から算出
- 全体接種回数の内訳：個別接種29万2,136回 集団接種8万4,861回 県営接種会場7,437回
市外接種1万640回 職域接種3万1,358回 東京・大阪大規模接種会場248回

全人口27万6,072人（令和3年1月1日時点）に対する接種率 1回目78.5% 2回目76.1%

相談窓口など

予約先

【集団接種】

- 津市新型コロナワクチン接種予約・相談電話窓口(コールセンター)

Tel:0570-059567

- 津市新型コロナワクチン接種予約サイト

津市接種予約サイト



【接種協力医療機関での個別接種】

- 各医療機関に予約

接種協力医療機関一覧



国・県の 問い合わせ先

- ワクチン接種前後の副反応に関する質問・相談 新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口 **Tel:059-224-3326**

- ワクチン接種に関する質問・相談 みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン **Tel:059-224-2825**

- ワクチンの有効性・安全性など制度全般 厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター **Tel:0120-761770**

- 医療機関の接種予約状況など総合案内サイト

コロナワクチンナビ

コロナワクチンナビ



問い合わせ



健康福祉部

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

T E L : 059-229-3353

F A X : 059-229-3346

